

和地ひとみレポート No.164

いよいよスタート『マイナンバー制度』 東大和市の対応、予定は？

■マイナンバー制度

…今年度より具体的な動きがスタートするマイナンバー制度。この「社会保障・税番号制度」について、去る6月30日、平成27年第2回市議会定例会閉会后、今後の東大和市の対応やスケジュールについての説明が議員に対し市より行われました。

■制度の趣旨と大まかなスケジュールは

…国民年金機構の個人情報漏えいを受け、昨今、様々なところで不安や心配が話題になっているマイナンバー法。この制度について政府は『行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・厚生な社会を実現する社会基盤』と言っています。政府が述べている導入することで可能になることのポイントは以下のとおり。

【公平・公正な社会の実現】

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができる。

【行政の効率化】

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力に要している時間や労力が大幅に削減される。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減される。

【国民の利便性の向上】

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることなどできる。

…今後の大まかなスケジュールとしては

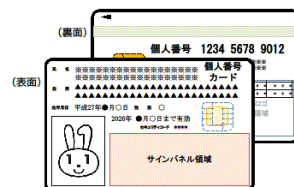
①今年の10月より各市町村長が全住民に個人番号（マイナンバー）を付番し、通知カード（紙のもの）により通知。

②来年（平成28年）1月から「申請者に対し、個人番号カード（写真付き、ICチップ埋め込み型のプラスチックのもの）の交付を開始」「番号法に規定された社会保障、税、災害対策分野の手続きで個人番号利用開始」

③平成29年1月から（ただし、施行日を定める政令は未公布）「国の行政機関の間で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を開始」「マイナポータル※右記参照※運用開始」

④平成29年7月から（施行日を定める政令は未公布）地方公共団体を含む行政機関等の中で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を開始。となっています。

■10月から世帯ごとに 簡易書留で



…国のスケジュールと同様に、東大和市でも市長が東大和市に住民票のある人全員に12桁の番号を付番。通知カードを作成し住民票に登録された住所に世帯ごとに簡易書留で郵送します。ちなみに、この「全員」は、まさしく「住民票のある人全員」で、出生届けを提出し住民票が作成された赤ちゃんも、中長期在留者や特別永住者の外国人の方も含まれます。また、今回、付番されるマイナンバーは、基本的には一生変わりません（ただし、漏えいして不正に用いられるおそれがある場合は、本人の申請又は市町村長の職権により変更することはできません）…今回の議員向け説明の場でも、質問が出ましたが、住民票と居所の違う人に対する対応はどうするのか。例えばDV等の被害者の方で住民票とは違う所にいる人などには、どのように届けるのか。また、世帯ごとにまとめて送付となった場合、このようなDV被害者等のマイナンバーが加害者に知れてしまいトラブルになることも考えられることに対し、どのように対応するのか。市側は、居所を職員が確認して直接届けるとのことですが、現実味のある対応とは思えません。

…さらに、一人暮らしのお年寄りなど、送られてきた通知カードについて理解できるのか、きちんと保管できるのかという問題もあります。成年後見人のいる方は、後見人同席のもと、手渡すことも可能かもしれませんが、後見人のいない方への対応も考えるべきです。

…今回の説明では、市民向けの説明会は現在のところ予定していないとのこと。説明会を開催しても、参加者だけにしか周知はできません。今回の通知カードの送付について市は、もう少し様々なパターンを想定して対応を考えるべきだと思います。また、市民に周知する方法にも工夫が必要。テレビや新聞などで、この制度のことは取り上げられていますが「実際に自分でどのようにしたら良いのか」ということは、あまり具体的には取り上げられていない気がします。市には丁寧な対応をお願いし、一方で、市民である私たちも、自分がどのように対応すべきかなど具体的に知り、きちんと行動出来るようにすべきです。（裏面に続く）

※マイナポータル：行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対して必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備予定。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行える予定。

■東大和市で変わること

…東大和市においても来年の1月から、マイナンバーが記載された申請書、届出書等の受理を行い、また、事務処理のためにマイナンバーを活用して対象者情報を管理するなど下記の事務で利用を開始します。

【番号法に規定された事務】

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)に規定された事務のうち、東大和市で利用することが見込まれる主な事務は以下のとおり。(番号法では100近くの事務が規定されている。東大和市においてはそのうち約45事務で利用)

「社会保障分野」

- ⇒児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- ⇒障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- ⇒生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- ⇒介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 など

「税分野」

- ⇒地方税の賦課徴収に関する事務

「災害対策分野」

- ⇒被災者台帳の作成に関する事務

【東大和市が独自に条例で定める事務】

番号法の規定により、市民の利便性向上および行政事務の効率化のため、社会保障、地方税または防災に関する事務であって、条例で定める事務においてマイナンバーを利用することができる。主な事務は以下のとおり。現在、対象事務を精査中。

- ⇒東大和市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務
- ⇒東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- ⇒東大和市乳幼児医療助成条例による医療費の助成に関する事務

…東大和市が独自で定める事務については「(仮称)東大和市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例」を新設する必要があり、市では12月の議会定例会で提案する予定です。その他にも、個人番号カードによりコンビニで印鑑証明の交付が出来るようにするために「東大和市印鑑条例」の改正を行う予定。また、個人番号カードの再交付手数料を決めるために手数料条例を一部改正することも予定されています。

■わからないこと…

…個人番号カード(写真付き、ICチップ埋め込み型のプラスチックのもの)は、希望者のみの発行となりますが、身分証明に使用できたり、コンビニでの住民票の写しや印鑑証明書の発行に利用できるようになるため、便利なものとなりそうです。一方で、このカードには有効期限があります。20歳以上の人は10年、20歳未満の人は容姿の変化を考慮し5年とされています。運転免許証と違い対象者の多い個人番号カードの更新手続きはどのように行われるのか。来年1月から受付となるため、発行日もほぼ同日、更新日も同日という人が多くなることが予想されます。また、更新時期については自身で管理するのか、通知が来るのか。新しい制度のため、不明なことはまだあります。…新制度は国の制度ですから、国がきちんと国民に説明することはもとより、一番身近である市にも、丁寧な対応、具体的な説明をして欲しいと思います。

■マイナンバーについての最新情報は内閣官房の「マイナンバーホームページ」で参照できます

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■マイナンバーについて不明な点はコールセンターまで TEL:0570-20-0178

(平日9:30~17:30 年末年始を除く)

プレミアム付商品券発行事業：案内チラシを全戸配布

平成26年度国の補正予算に計上され成立した「地域住民生活等緊急支援のための交付金」に係る「地域消費喚起・生活支援型」事業の一つである「プレミアム付商品券発行事業」についての案内チラシが7月中旬~21日までの間、全戸配布されます。東大和市のプレミアム商品券は1冊12,500円分(全店使用可6000円、大型店以外で使用可6500円)の商品券の冊子を1万円で販売するというもの。この政策には様々な意見もありますが、実行されるとなった今は、チラシが漏れなく全戸に配布されることを願うばかりです。事業の概要は下記の通り。

- ①販売方法：チラシに刷り込まれる事前申込ハガキで8月14日までに申し込む。9月に引換ハガキが商工会から申込者に郵送され、この引換ハガキを持って販売。販売期間は9月14日~18日
- ②商品券取扱店：市内285店(6月26日現在)
- ③商品券の利用期間：H27年9月14日~H27年12月31日(今年の年末まで)
- ④商品券総額：2億6250万円(プレミアム分5250万円)
- ⑤発行冊数と限度額：21,000冊。1消費者の購入限度額は10万円(10冊)

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元氣印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP: <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102